

2 高私助第 27 号
令和 2 年 12 月 24 日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

新 田 正 樹

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の計画調書の提出について（依頼）

日頃より、私立学校の教育研究の充実及び発展に御尽力いただきありがとうございます。

標記補助金については、これまで複数回にわたり事業の募集を行ったところですが、計画調書の作成等に時間を要した等の理由により、計画調書の提出を行うことができなかった学校法人が見受けられました。

このことから、下記のとおり改めて事業募集を行うこととしましたので御連絡します。

については、各学校法人に周知いただくとともに、事業の申請に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、計画調書（様式 2-1～3 及び必要書類）を取りまとめの上、提出願います。なお、事業計画一覧（様式 1）については都道府県で作成の上、提出願います。

なお、補助金の交付内定日前に契約を行った事業の取扱いについては、「私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の執行について」（令和 2 年 5 月 13 日付け事務連絡）のとおりとします。

くわえて、これまでの募集において計画調書を提出した学校法人においても、整備計画の見直し等による事業内容の追加等があった場合、当該追加分の事業について計画調書を提出することが可能であることを申し添えます。その際、これまでの募集において提出した計画調書に朱書き等を行った上で、必要書類を提出いただくよう学校法人に周知願います。

記

1. 対象とする事業

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱（令和 2 年 3 月 3 日 文部科学大臣決定）に定める事業であって、令和 2 年度に着手（契約）し、令和 2 年度中に完了する事業であること。

2. 提出期限

令和 3 年 1 月 25 日（月）【必着】

※期限までに必要書類が揃っていないものについては、予算執行の事務手続き上、採択事務等への対応ができないので余裕をもって発送すること。

3. 提出書類及び提出方法

① 私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 事業計画一覧（様式1）

本様式（Excel）は、都道府県において作成し、メールにて下記担当まで提出すること。なお、提出時のファイル名は次のとおりとすること。

【都道府県名】様式1.xls

② 計画調書等（様式2-1～様式2-3）、児童生徒数、学習者用コンピュータ台数及びネットワーク等調査書（共通様式）並びにその他必要となる資料

記載事項等に不備がないかを確認の上、提出期限までに郵送にて文書（紙媒体（1部））で提出すること。その際、計画調書ごとにフラットファイル・クリアファイル等でまとめる必要はなく、申請が多数の場合、都道府県単位でファイルにまとめて提出すること。

なお、学習者用コンピュータ台数及びネットワーク等調査書については、各学校における私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金及び私立学校情報機器整備費補助金による今後の整備計画の内容等を文部科学省にて把握することにより、今後の参考とするために提出を求めるものである。

4. 留意事項

- ① 補助事業の業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱第8条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」に従うこととし、入札等の競争により契約先及び契約金額を決定すること。入札を実施することができないやむを得ない事由がある場合は、3社以上の業者の見積合わせ等により決定すること。ただし、指名競争入札又は見積合わせにおいて辞退した業者は、原則としてこの3社に含めないこととする。
- ② 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなります。
- ③ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、平成14年3月25日文部科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行いたい場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要となります。
- ④ 新設の学校については、完成年度（卒業生を輩出する年度）の翌年度から補助対象となります。

<参考>

適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱（令和2年3月3日文部科学大臣決定）
- ④ 私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金に係る計画調書について（別紙）

【提出先及び問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部
私学助成課助成第二係 青山、望月、水垣
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL : 03-5253-4111 (内線2746)
FAX : 03-6734-3396
E-mail : josei2@mext.go.jp

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 に係る計画調書について

1. 申請の単位

申請の単位は、原則、学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校単位とする。

また、異なる学校種間（例：中学校と高等学校）で共用している建物を工事する場合等、入札書（見積書を含む。以下「入札書等」という。）が同一の場合は、合理的な方法により事業経費を按分し、各学校の補助対象経費を算出すること。この際、各学校の補助対象経費が下限額以上である場合には、申請の単位を学校毎とせず、複数の学校の事業を一つの事業として一括申請できるものとする。

2. 補助対象経費等の考え方

補助対象経費及び限度額

補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は200万円以上3,000万円以下とする。ただし、電源キャビネットのみの整備の場合の下限はないものとする。（限度額を超える金額は学校法人負担）

① 校内LAN整備工事に要する経費

校内LANを新設、増設又は更新するために要する経費を補助対象とする。

- a. 幹線、支線ケーブル（公共ケーブルからの引き込みを含む。）、サーバー（運用ソフト、セキュリティソフト等を含む。（校内LANとして機能するために必要最低限のものに限る。）、ルーター、ハブ、情報コンセント、無線アクセスポイント等

※本補助事業にて整備するLANケーブルについて、基幹部分については、原則10Gbps以上（カテゴリー6A以上）とする。ただし、学校規模や今後の学習者用コンピュータなどの利用予定等に応じて、その規格性能を決定すること。

※法人において集約型のネットワーク構成としている場合、法人本部等の整備のうち補助対象校の教育の情報化に対応するために必要となる整備部分は補助対象とする。（経費を按分して補助対象額を算出すること。）

- b. 教育の情報化に対応するため必要となる内部改造工事（電源工事等）及び校内LAN整備に関する部分仕上げ等の撤去・復旧に要する経費
- c. 当該事業と一体不可分となる校内LANに係るネットワークの設計・調査・調整等の経費（工事実施年度の前々年度までに実施した調査及び前年度までに実施した設計等に限る。）を附帯工事費として補助対象に含む（私立学校情報機器整備費補助金により整備した学習者用コンピュータの調整に係る費用は除く）
- d. a. 及びb. の整備に伴い必要となる本補助対象事業として設置するサーバー、ルーター、ハブ、情報コンセント、ソフト（校内LANとして機能するために必要最低限のものに限る。）等及び当該機器等の調整並びに工事期間中のPC等端末の調整等の経費を附帯工事費として補助対象に含む（私立学校情報機器整備費補助金により整備した学習者用コンピュータの

調整に係る費用は除く)

② 電源キャビネット関連工事に要する経費

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小・中学部）については、令和5年度までに、私立学校情報機器整備費補助金や私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業、自己負担等によりICT機器又は端末を整備する学校を対象とし、当該時期までに整備するICT機器又は端末を利用するために最低限必要なものに限る。

なお、電源キャビネットの設置に伴う電気容量の増設が必要となる場合であっても、輪番方式の充電等による消費電力の抑制等、電源キャビネットの仕様を確認の上、最低限必要なものとなるよう留意すること。

a. 電源キャビネット整備に伴う本工事費

ノートパソコンやタブレット等を充電しながら保管できるキャビネットの整備であり、工事を伴い校舎等に固着をするものを対象とする。

※ワイヤー等で壁につけて盗難防止を行っているだけのもの等は対象外とする。

b. 電源キャビネット整備に必要な内部改造工事及び電源キャビネット整備に関する部分仕上げ等の撤去・復旧に要する経費

c. 当該事業と一体不可分（調整等を含む）となる附帯工事費

補助対象外経費

- ① 補助対象以外の工事に要する経費
- ② 工事を伴わない機器のみの購入経費
- ③ 稼働に必要最低限とならないものに係る経費
- ④ 通信回線費用

3. 提出資料

提出資料は、以下に示す資料とし、記入要領等については以下4. から12. のとおりとする。

- ・様式1（私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 事業計画一覧）
- ・様式2-1（私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 計画調書）
- ・様式2-2（各種経費の内訳）
- ・様式2-3（採択理由書）
- ・共通様式（児童生徒数、学習者用コンピュータ台数及びネットワーク整備等調査書）
- ・工事予定施設（外構を含む。）の計画図面
- ・入札の内容が分かる書類又は入札書の写し
- ・学校法人の財務状況が確認できる資料
- ・その他参考となる資料

4. 様式1（私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 事業計画一覧）記入要領

- (1) 様式1は都道府県において作成すること。
- (2) 「都道府県名」欄については、それぞれの都道府県名を記入すること。
- (3) 「学校法人名」から「補助希望額」欄については、各学校法人が作成した様式2-1から転記す

ること（1事業ごとに1行で記入）。

- (4)「備考」欄については、1.のまた書きに基づき複数の学校の事業が一つの事業として一括申請されている場合、様式2-1の備考欄に記入されている各学校の補助対象経費を転記すること。

5. 様式2-1（私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 計画調書）記入要領

- (1) 様式2-1は学校法人において作成すること。
- (2)「学校法人名」欄には法人名を記入することとし、その際、「学校法人」の語句は省略すること。
- (3)「学校名」欄は学校名を記入すること。また、1.のなお書きに基づき複数の学校の事業を一つの事業として一括申請する場合、学校名を併記の上、語尾にかっこ書きにて一括申請と記入すること（記入例：〇〇中学校・〇〇高等学校（一括申請））。
- (4)「学科・課程」欄には、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における事業の場合に、補助対象事業対象の学校に設置されている学科及び課程を記入すること。また、1.のまた書きに基づき複数の学校の事業を一つの事業として一括申請する場合、学校ごとに記入すること。
- (5)「管理責任者所属・職・氏名」欄には、当該施設を直接管理する者を記入すること。
- (6)「事業名」欄は、事業内容が分かる事業名とするとともに、簡潔な名称にすること。
- (7)「契約予定日」及び「完成予定日」欄は、それぞれ和暦にて記入すること。なお、事業に係る契約が複数に分かれる場合、最も早い契約予定日を「契約予定日」に、最も遅い完成予定日を「完成予定日」に記入すること。
- (8)「校内LAN整備工事に要する経費のうち設計・調査等の経費」、「校内LAN整備工事に要する経費（設計・調査等の経費を除く）」及び「電源キャビネット関連工事に要する経費」欄のうち「補助対象経費」、「補助対象外経費」及び「合計」欄については、4.に示す様式2-2から転記すること。
- (9)「事業経費」欄は、自動計算。
（「校内LAN整備工事に要する経費のうち設計・調査等の経費」、「校内LAN整備工事に要する経費（設計・調査等の経費を除く）」及び「電源キャビネット関連工事に要する経費」欄に記入した金額の合計。ただし、当該合計額が補助対象上限額（1学校当たり3,000万円）を超える場合は、補助対象上限額。
- (10)「補助希望額」欄には、「補助対象事業経費」に対して補助率の範囲内（1/2以内）で補助希望額を記入し、千円未満は切り捨てること。また「学校法人負担額」欄には、「事業経費」欄の「合計」欄の額から「補助希望額」欄の額を差し引いた額を記入すること。
- (11)「工事内容の概要」欄には、本事業により実施する工事内容について、具体的かつ簡潔に記入すること。
- (12)「電源キャビネットの概要」欄には、電源キャビネットの対象となる端末の名称や、本キャビネットの設置場所、本キャビネットの設置に伴い電源工事等を行う場合の必要理由等について、具体的かつ簡潔に記入すること。
- (13) 1.のまた書きに基づき複数の学校の事業が一つの事業として一括申請する場合、「備考」欄に各学校の補助対象経費を記入すること（記入例：〇〇中学校 00,000,000円・〇〇高等学校 00,000,000円（一括申請））。

6. 様式2-2（各種経費の内訳）記入要領

- (1) 各欄に記入する金額については、必要に応じて入札書等に記入の内訳金額を、以下の考え方に基づき補助対象と補助対象外に按分の上、記入すること。様式には、按分や補助対象外による経費についても記入し、入札書等に記入の内訳金額との整合性を取れる形で作成すること。
なお、消費税等については、適宜按分し、分かりやすく記入すること。
- (2) 様式の欄が不足する場合や、様式では記入し難い場合は、欄の追加や別紙（様式任意）に記入することとし、1枚に納めるために省略することのないようにすること。
- (3) 「金額」欄は、円単位で記入することとし、1円未満の端数は、四捨五入せず切り捨てること。
その際、合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上すること。
- (4) 本様式の根拠となる入札書等の添付資料について、様式に記入している金額や数値等にマーカーで線を引く等明確にすること。
- (5) 1. のまた書きに基づき複数の学校の事業が一つの事業として一括申請する場合、合理的な按分方法で学校ごとに経費を算出した計算過程がわかる資料（様式自由）を提出すること。
- (6) 「校内LAN整備工事に要する経費のうち設計・調査等の経費」については、以下に従い記入すること。
 - 「内容」欄：校内LAN整備工事に伴って必要な設計・調査等の経費を入札書等に基づき記入。
 - 「数量」欄：原則「一式」と記入すること。詳細な数量を記入することが可能な場合は、単位とともに数量記入。
 - 「金額」欄：「内容」欄に記入した事項ごとに、金額を記入。
- (7) 「校内LAN整備工事に要する経費（設計・調査等の経費を除く）」については、以下に従い記入すること。
 - 「工事明細」欄：「LAN配線工事」「電気設備工事」など校内LAN整備工事に伴って実施する工事の経費を入札書等に基づき記入。
 - 「内容・目的」欄：例えば「2号館2階情報実習室Ⅰ LAN新設（2階サーバ室から配線）」というように、工事の場所、内容及び目的が簡潔かつ明瞭に分かるように記入。
 - 「型式」欄：機器のメーカー型番が明らかな場合記入。作業費等型番がないものに関しては記入の必要はない。
 - 「数量」欄：施工面積や購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく、単位とともに記入。
 - 「金額」欄：「工事明細」欄に記入した事項ごとに、金額を記入。
- (8) 「電源キャビネット関連工事に要する経費」については、以下に従い記入すること。「整備目的」欄に、電源キャビネットのみ「キャビネット1台あたりの端末収納台数」も記入すること。
 - 「明細」欄：「電源キャビネット機器」「電気工事」など電源キャビネット設置に伴って必要となる機器や工事の経費を入札書等に基づき記入。
 - 「整備目的」欄：例えば「購入予定の学習用ノートパソコン50台用の電源キャビネット（収納可能台数50台）」や「電源キャビネットを〇〇棟〇〇室に設置するために当該キャビネットへ電源を引き込むための電気配線工事」とい

うように設置の場所、内容及び目的が簡潔かつ明瞭に分かるように記入。

「型式」欄：機器のメーカー型番が明らかな場合記入。作業費等型番がないものに関しては記入の必要はない。

「数量」欄：施工内容や購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく、単位とともに記入。

「金額」欄：「明細」欄に記入した事項ごとに、金額を記入。

7. 様式2-3（採択理由書）記入要領

- (1) 「学校法人名」、「学校名」「管理責任者 所属・職・氏名」「事業名」欄は、様式2-1に記入している名称と一致すること。
- (2) 採択理由書は「採択業者区分」ごとに記入すること（設計業者、調査業者、工事施工業者等、契約業者が複数に分かれる場合は、それぞれ別葉で作成。）。
- (3) 「不採択業者」欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- (4) 「入札金額」欄の金額と入札書等の金額は一致する。（按分後の金額や補助対象額の本額ではありません。）なお、入札書に記入の総額において、税込価格と税抜価格が混同している場合は、いずれかの表示方法に統一して下さい。
- (5) 「業者採択理由」欄は、入札書等に記入の金額が最も安価な業者を採択した場合には、「最安価の本額を提示した業者を採択」と記入し、総合評価落札方式など金額以外の要素を加味して採択業者の選定した場合には、その内容を具体的に記入すること。
- (6) 「業者選定後に金額が変更した理由」欄は、出精値引等により採択業者の選定後に金額が変更した場合に、変更前後の本額及び変更理由を記入すること。
- (7) 工事等について独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。

8. 共通様式（児童生徒数、学習者用コンピュータ台数及びネットワーク整備等調査書）記入要領

- (1) 「学校法人名」「学校名」「管理責任者 所属・職・氏名」等の欄は、様式2-1に記入している名称と一致すること。
- (2) 学校種はプルダウンにて選択すること。なお、特別支援学校、中等教育学校の場合は小学校相当、中学校相当、高等学校相当それぞれで別葉にしてすること。
- (3) 申請する補助金についてはプルダウンにて選択してすること。私立学校情報機器整備費補助金を同時に申請する場合には両方「申請する」にしてすること。
- (4) 児童生徒数について令和2年5月1日時点の人数で記入すること。
- (5) 令和2年度私立学校情報機器整備費補助金による整備前及び整備後の「学習者用コンピュータ台数」欄は、私立学校情報機器整備費補助金を申請する場合のみ記入してすること。
なお、高等学校（高等学校相当を含む。）の申請の場合、当該欄の記入（整備前、整備後共）は不要。
- (6) 「電源キャビネット対象の端末保有台数」欄及び「電源キャビネットへの端末収納可能台数」欄には、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金により整備する電源キャビネットを対象として、整備前後の台数を記入してすること。
なお、高等学校（高等学校相当を含む。）の申請の場合、当該欄の記入（整備前、整備後共）は不要。

- (7) 「校内LAN最大通信容量」欄には、幹線（支線LANを束ねた配線）及び支線（教室、フロアまたは棟といった単位の配線）ごとに最大通信容量を記入してすること。
- (8) 「校内LAN・無線アクセスポイント配線箇所」欄については以下に従い記入してすること。
- ・「普通教室」欄及び「特別教室」欄については、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金による整備前後における学習者用コンピュータ等への接続が可能な普通教室及び特別教室の室数を記入してすること。
 - ・「その他」欄については、校舎内における私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金による整備前後における学習者用コンピュータ等への接続が可能な普通教室、特別教室以外の主な室名称を記入してすること。
 - ・「屋内運動場」「運動場」「外構」欄については、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金による整備前後において、「屋内運動場」「運動場」「外構」のそれぞれで学習者用コンピュータ等への接続が可能な場合には「○」を記入してすること。
- (9) 整備計画については、「私立学校情報機器整備費補助金」の申請状況に関わらず、文書で記入してすること。また、「令和3年度以降の学校としての学習者用コンピュータ整備計画」欄には、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金により電源キャビネットを整備する場合、電源キャビネットの対象となる端末の名称及びその計画実施後の最終的な端末の保有台数も記入してすること。

なお、高等学校（高等学校相当を含む。）の申請の場合、「令和3年度以降の学校としての学習者用コンピュータ整備計画」欄の記入は不要。

9. 工事予定施設（外構を含む。）の計画図面（様式自由）

提出する計画図面は以下のとおりとし、工事予定範囲等がわかる図面とする。また、必要な図面の数は精選するとともに、両面印刷等、資料が大部にならないよう工夫すること。

- ・配置図：工事予定建物を明示すること。運動場や外構において工事を実施する場合には、当該工事予定範囲等がわかる図面とすること。
- ・平面図：工事予定階の平面図のみ提出し、工事予定範囲、配線経路、設置機器等を明示し、また、各室については用途が分かるよう室名等を付すこと。

10. 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

- (1) 業者の入札書等は、合計金額が分かる部分を提出することとし、採択した業者については、入札書等の内訳も提出すること。その際、ホチキス止めや製本テープによりまとめること。
- (2) 入札書等用紙の右上に、採択した業者については「採択」と朱書きし、不採択の業者については「不採択」と黒字で記入すること。
- (3) 入札書等の写し等には、理事長が原本証明すること。

11. 学校法人の財務状況が確認できる資料

交付要綱第4条1項の各号について確認できる資料として、申請年度前年度から過去3年分（平成28年度～30年度）の財務計算に関する書類のうち、私立学校振興助成法（昭和50年7月11日法律第61号）第14条に基づき、作成・提出が義務づけられている、資金収支内訳書、消費収支内訳書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書の写しを原本証明の上、計画調書とあわせて提出すること。

と。その際、同一の学校法人から複数の計画調書を申請する場合は1部のみとする。

なお、補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けている場合は、都道府県知事よりその旨報告すること。

※提出が必要な財務計算に関する書類は上記の3点のみであり、計算書類一式の提出は不要。

12. その他参考となる資料

必要となる部分のみを抜粋し、できる限り枚数を少なくすること。

13. 留意事項

ネットワークの設計等については、情報セキュリティの確保に向けて、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（12月版）及び各学校設置者等で定めるセキュリティポリシーを踏まえて、適切に実施すること。

◆教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（12月版）のホームページ

URL： https://www.mext.go.jp/content/20200225-mxt_jogai02-100003157_001.pdf

14. その他

・提出する資料は必要なものに限ること。（学校のパンフレットは不要）

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 計画調書

作成日:

学校法人名		学校名	
学科・課程		管理責任者 所属・職・氏名	
事業名			
契約予定日		完成予定日	
区分	補助対象経費	補助対象外経費	合計
校内LAN整備工事に要する経費のうち設計・調査等の経費	① 円	② 円	③ 円
校内LAN整備工事に要する経費（設計・調査等の経費を除く）	④ 円	⑤ 円	⑥ 円
電源キャビネット関連工事に要する経費	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円
事業経費	⑩ 円 補助対象の事業経費（①、④及び⑦の計）が上限額3千万円を超過する場合、30,000,000円を記入	⑪ 円 補助対象の事業経費（①、④及び⑦の計）が上限額3千万円を超過する場合、⑩から30,000,000円を差し引いた額を記入	⑫ 円
補助希望額	⑬ 円	学校法人負担額	⑭ 円
工事内容の概要			
電源キャビネットの概要			
備考			

私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業 計画調書

作成日:

学校法人名		学校名	
学科・課程		管理責任者 所属・職・氏名	
事業名			
契約予定日		完成予定日	
区 分	補助対象経費	補助対象外経費	合 計
校内LAN整備工事に要する経費のうち設計・調査等の経費	① 0 円	② 0 円	③ 0 円
校内LAN整備工事に要する経費（設計・調査等の経費を除く）	④ 0 円	⑤ 0 円	⑥ 0 円
電源キャビネット関連工事に要する経費	⑦ 0 円	⑧ 0 円	⑨ 0 円
事業経費	⑩ 0 円 補助対象の事業経費（①、④及び⑦の計）が上限額3千万円を超過する場合、30,000,000円を記入	⑪ 0 円 補助対象の事業経費（①、④及び⑦の計）が上限額3千万円を超過する場合、⑫から30,000,000円を差し引いた額を記入	⑫ 0 円
補助希望額	⑬ 0 円	学校法人負担額	⑭ 0 円
工事内容の概要			
電源キャビネットの概要			
備 考			

各種経費の内訳

		内 容	数 量	金 額 (円)		
校 設 内 LAN 計 画 ・ 整 備 工 事 に 要 す る 経 費 の 中 の 一 部	補 助 対 象		補助対象設計・調査実施設計費計(=①)	0		
	補 助 対 象 外		補助対象外設計・調査等費計(=②)	0		
				実施設計費計(=③)	0	
校 内 LAN 整 備 工 事 に 要 す る 経 費 (設 計 ・ 調 査 等 の 経 費 を 除 く)	工 事 明 細	内 容 ・ 目 的	型 式	数 量	金 額 (円)	
	補 助 対 象				補助対象校内LAN整備工事費計(=④)	0
	補 助 対 象 外				補助対象外校内LAN整備工事費計(=⑤)	0
				工事費計(=⑥)	0	
電 源 キ ャ ビ ネ ッ ト 関 連 工 事 に 要 す る 経 費	明 細	備 目 的 ※キャビネット1台あたりの端末収納台数も記入するこ	型 式	数 量	金 額 (円)	
	補 助 対 象				補助対象電源キャビネット関連経費計(=⑦)	0
	補 助 対 象 外				補助対象外電源キャビネット関連経費計(=⑧)	0
				電源キャビネット関連経費計(=⑨)	0	
				金額合計(事業経費=⑫)	0	

各種経費の内訳

記入例

校 内 容		数 量	金 額 (円)		
校 設 内 LAN ・ 整 備 工 事 に 要 す る 経 費 の う ち	補 助 対 象	【校内LAN配線等現況調査】 調査費×中学按分率(※1)=2,304,500円×55.6%=1,281,302円 【校内LAN設計】 設計費×中学按分率(※1)=1,000,000円×55.6%=556,000円 ※消費税・諸経費を含むこと ※1 LAN配線を設置する共通教育A棟は中学と大学で共用している。 按分率(中学): 55.6%=3,889㎡(既存建物面積(中学分))÷7,000㎡(既存建物面積全体)	一式 1,281,302 一式 556,000 補助対象設計・調査実施設計費計(=①) 1,837,302		
	補 助 対 象 外	【校内LAN配線等現況調査】 2,304,500円-1,281,302円=1,023,198円 【校内LAN設計】 1,000,000円-556,000円=444,000円	一式 1,023,198 一式 444,000 補助対象外設計・調査等費計(=②) 1,467,198		
			実施設計費計(=③)	3,304,500	
校 内 LAN 整 備 工 事 に 要 す る 経 費 (設 計 ・ 調 査 等 の 経 費 を 除 く)	工 事 明 細	内 容 ・ 目 的	型 式	数 量	金 額 (円)
	補 助 対 象	LAN配線工事 共通教育A棟へのLAN新設(外構から建物全体に網羅的に配線) アクセスポイント設置工事 共通教育A棟各諸室にアクセスポイントを新規に固定設置 内装工事 共通教育A棟各諸室に〇〇を設置するための天井等の一部を取外し・再設置 電気設備工事 共通教育A棟各諸室に〇〇を設置することに伴う電気配線工事 ※消費税・諸経費を含むこと	最大通信容量: 〇Gbps XX-XXXX	延長: 〇〇m アクセスポイント: 〇台 天井改修: 〇㎡ 電気配線: 〇m	16,000,000 4,500,000 5,000,000 3,250,000 補助対象校内LAN整備工事費計(=④) 28,750,000
	補 助 対 象 外	LAN配線工事 法人管理部門である〇〇棟へのLAN新設 内装工事 〇〇棟各諸室に〇〇を設置するための天井等の一部を取外し・再設置 電気設備工事 〇〇棟各諸室に〇〇を設置することに伴う電気配線工事	最大通信容量: 〇Gbps	延長: 〇〇m 天井改修: 〇㎡ 電気配線: 〇m	10,500,000 2,800,000 1,575,000 補助対象校外LAN整備工事費計(=⑤) 14,875,000
			工事費計(=⑥)	43,625,000	
電 源 キ ャ ビ ネ ッ ト 関 連 工 事 に 要 す る 経 費	明 細	備目的 ※キャビネット1台あたりの端末収納台数も記入すること	型 式	数 量	金 額 (円)
	補 助 対 象	電源キャビネット機器 ノートパソコン用電源キャビネット(収納可能台数30台) 電源キャビネット設置工事 共通教育A棟〇階〇〇室に設置 電気設備工事 電源キャビネットを設置することに伴う電気配線工事 ※消費税・諸経費を含むこと	XX-XXXX	〇台 電気配線: 〇m	300,000 300,000 100,000 補助対象電源キャビネット関連経費計(=⑦) 700,000
	補 助 対 象 外				補助対象外電源キャビネット関連経費計(=⑧) 0
			電源キャビネット関連経費計(=⑨)	700,000	
		金額合計(事業経費=⑫)	47,629,500		

採択理由書

学校法人名		学校名	
管理責任者 所属・職・氏名			
事業名		採択業者区分	
採択業者	会社名：	入札金額：	円
不採択業者1	会社名：	入札金額：	円
不採択業者2	会社名：	入札金額：	円
不採択業者3	会社名：	入札金額：	円
不採択業者4	会社名：	入札金額：	円
不採択業者5	会社名：	入札金額：	円
(業者採択理由)			
(業者選定後に金額が変更した理由)			
変更前金額： 円 変更後金額： 円 差額： 円			

児童生徒数、学習者用コンピュータ台数及びネットワーク整備等調査書

学校法人名		学校名	
管理責任者 所属・職・氏名			

申請する補助金を選択してください

学校種を選択してください→

--

私立学校情報機器整備費補助金(端末)	
私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金(情報通信ネットワーク、電源キャビネット)	

◆児童生徒数

1年生		2年生	
3年生		4年生	
5年生		6年生	
		合計	0 人

【現状】

◆令和2年度私立学校情報機器整備費補助金による整備前

学習者用コンピュータ台数

1年生		2年生	
3年生		4年生	
5年生		6年生	
学年共通		合計	0 台

◆令和2年度私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金による整備前

電源キャビネット収納可能台数等

電源キャビネット対象の端末保有台数	
電源キャビネットへの端末収納可能台数	

校内LAN配線箇所等

校内LAN最大通信容量 (Gbps)			幹線		支線	
校内LAN配線箇所	校舎			屋体	運動場	外構
	普通教室(室)	特別教室(室)	その他			

【整備後】

◆令和2年度私立学校情報機器整備費補助金による整備後

学習者用コンピュータ台数

1年生		2年生	
3年生		4年生	
5年生		6年生	
学年共通		合計	0 台

電源キャビネット収納可能台数等

電源キャビネット対象の端末保有台数	
電源キャビネットへの端末収納可能台数	

校内LAN配線箇所等

校内LAN最大通信容量 (Gbps)			幹線		支線	
校内LAN配線箇所	校舎			屋体	運動場	外構
	普通教室(室)	特別教室(室)	その他			

◆整備計画

令和3年度以降の学校としての学習者用コンピュータ整備計画をご記入ください。

※令和2年度に私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金により電源キャビネットを整備する場合、その対象となる端末の最終的な保有台数を記載してください。

--

令和3年度以降の学校としての情報通信ネットワーク整備計画をご記入ください。

--

児童生徒数、学習者用コンピュータ台数及びネットワーク整備等調査書

記入例

学校法人名	学校法人〇〇学園	学校名	〇〇小学校
管理責任者 所属・職・氏名	△△ △△		

申請する補助金を選択してください

学校種を選択してください→

小学校(相当)

私立学校情報機器整備費補助金(端末)	申請する
私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金(情報通信ネットワーク、電源キャビネット)	申請する

◆児童生徒数

1年生	70人	2年生	70人
3年生	70人	4年生	70人
5年生	70人	6年生	70人
		合計	420人

【現状】

◆令和2年度私立学校情報機器整備費補助金による整備前

学習者用コンピュータ台数

1年生	0台	2年生	0台
3年生	0台	4年生	50台
5年生	50台	6年生	50台
学年共通	25台	合計	175台

◆令和2年度私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金による整備前

電源キャビネット収納可能台数等

電源キャビネット対象の端末保有台数	6台
電源キャビネットへの端末収納可能台数	150台

校内LAN配線箇所等

校内LAN最大通信容量 (Gbps)		幹線		1.0Gbps	支線	1.0Gbps
校内LAN配線箇所	校舎			屋体	運動場	外構
	普通教室(室)	特別教室(室)	その他			
	6室	1室				

【整備後】

◆令和2年度私立学校情報機器整備費補助金による整備後

学習者用コンピュータ台数

1年生	0台	2年生	0台
3年生	70台	4年生	70台
5年生	70台	6年生	70台
学年共通	25台	合計	305台

電源キャビネット収納可能台数等

電源キャビネット対象の端末保有台数	12台
電源キャビネットへの端末収納可能台数	280台

校内LAN配線箇所等

校内LAN最大通信容量 (Gbps)		幹線		10.0Gbps	支線	1.0Gbps
校内LAN配線箇所	校舎			屋体	運動場	外構
	普通教室(室)	特別教室(室)	その他			
	12室	4室	学習ラウンジ		○	

◆整備計画

令和3年度以降の学校としての学習者用コンピュータ整備計画をご記入ください。

※令和2年度に私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金により電源キャビネットを整備する場合、その対象となる端末の最終的な保有台数を記載してください。

令和2年度に4年生～6年生の一人一台端末整備を行います。
現状4年生～6年生は各学年50台ずつ端末を保有しておりますが、5年生、6年生用端末は既に整備から6年を経過し減価償却済みであるため、既存の端末を処分の上、新たに70台ずつ整備します。また3年生用端末を新たに70台を整備します。併せて電源キャビネットの不足分として6台を整備します。
今後、令和3年度に2年生用端末70台を整備、令和4年度に1年生用端末70台を整備し、令和4年度に学校として一人一台端末の環境を完成させる予定です。

令和3年度以降の学校としての情報通信ネットワーク整備計画をご記入ください。

令和2年度に普通教室全数、特別教室(既にネットワークが通っているパソコン教室以外に理科室、図工室、音楽室を予定)、学習ラウンジ、グラウンドの無線化を行います。また、将来を見据えて基幹配線のみ10Gbps対応のカテゴリ6Aのケーブルにて配線を行います。フロアハブ以降の支線についてはカテゴリ6のケーブルにて配線を行います。

令和3年度には前年無線化を行っていない特別教室(家庭科室、多目的室)やホール、ランチルームへの工事をを行い、校内全域無線化とする予定です。

建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項

補助事業遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続きの透明性を確保することが重要であります。このことは、「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）及び「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）においても要請されているところであり、特に建設工事等契約手続き等について適正性及び透明性が求められているところでもあります。（別紙参照）

各学校法人におかれましては、補助金等の使用手続きの透明性の確保に努めるとともに、財務規則等に基づく適正な契約等事務手続きにより補助事業を遂行されているところではありますが、上記要請の趣旨を踏まえ、別紙の事項に留意しつつ建設工事等に係る補助事業のなお一層の適正性、効率性、透明性を確保していただくようお願いいたします。

[参考]

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（抄）
及び「補助金等の再点検について」（抄）（参考資料1）

(別紙)

建設工事契約手続き等について

補助事業を遂行するに当たっては、その財源となる補助金等の効率的使用が求められており、そのためには、事業実施のために締結される契約手続きが適正になされることが必要です。このことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）においても要請されているところであり、これを受け、文部科学省の交付要綱または交付決定通知書において「補助事業遂行にあたっては、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従うこと」が明記されているところです。

以下、適正な契約手続き等を行うための参考例を具体的にお示ししますのでこれらの点に留意し補助事業を遂行してください。

1. 契約方式、指名業者の決定方法について

補助事業にかかる契約は、適正かつ効率的になされなければなりません。

そのためには、公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、これにより、適正性、効率性及び透明性が確保されます。

(契約にあたっての留意点)

- ① 原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならい、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定すること。
- ② 入札によらない場合であっても、複数社から見積もりを徴するなど、より経済的な金額であること。
- ③ 理事会や委員会等において契約方式、指名業者などの決定を行うなど、一担当者の恣意的判断が介入しないようにすること。
- ④ 手続きの明確化を図るため財務規則等の整備についても検討すること。

[参考]

- ・国の契約関係法令（参考資料2）

2. 入札結果等の公表について

国における建設工事等契約の場合、入札結果等の公表がなされています。これは、建設工事等に関する透明性・客観性が求められていることから行われているものです。

補助金についても税金が使用されており、透明性・客観性が求められるのは当然のことです。このことから、補助事業にかかる建設工事等契約の場合も、国における場合と同様に、入札結果を公表することが必要です。

(公表にあたっての留意点)

- ① 公表内容
 - ・競争による契約を行った場合には、全札者名及びその入札金額
 - ・競争によらない契約を行った場合には、契約の相手方及び契約金額

- ② 公表の時期
 - ・契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表
- ③ 公表の期間
 - ・公表を行った年度及び翌年度
- ④ 公表の場所等
 - ・補助事業者の施設内において閲覧

[参考]

- ・国における入札結果等の公表（参考資料3）

3. 一括下請けの取扱いについて

建設業法においては、請負業者が当該工事について一括して他人に請け負わせてはならない旨の規定があります。

いわゆる「丸投げ」はこの規定に違反しており、また、「丸投げ」を前提とした不当な金額で契約がなされる可能性もあります。

このようなことが起こらないようにするため、補助事業者は一括下請け禁止について契約書に明記しておく必要があります。

(一括下請けの取扱いの留意点)

- ① 一括下請けは、建設業法において原則として禁止されている。
- ② 一括下請けを行う場合には、発注者（補助事業者）の書面による承諾を得る必要がある。
- ③ 上記①及び②について契約書に明記すること。

[参考]

- ・建設業法の規定及び国における一括下請け禁止条項（参考資料4）

(参考資料 1)

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取り組みについて」
(平成 8 年 1 2 月 1 9 日事務次官等会議) (抄)

1 補助金等の再点検について

各省庁において、地方公共団体等事業実施主体を通じた事業実施の適正化を図るため、所管する補助金等について、補助基準及び選定手続き等の再点検を行なうとともに、各々の補助金等の実状に応じた透明性を確保するため、例えば、施設についての交付決定の概況一覧を公表する等必要な措置を講ずる。

- ・「補助金等の再点検について」

(平成 9 年 1 月 1 7 日補助金等適正化中央連絡会議幹事会) (抄)

補助金等の再点検等について

○再点検の内容

補助基準、選定手続き、建設工事契約のあり方等

○透明性の確保

運営主体の運営・財務の公正化、透明化等を図る

○会計法

〔契約の方法〕

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合

においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○予算決算及び会計令

（指名競争に付することができる場合）

第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。

四 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。

五 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 国際協力銀行、日本政策投資銀行、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。

二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

国における入札結果等の公表

1 公表の対象

建設工事（地盤調査を含み埋蔵文化財調査を除く）、設計監理業務及び測量業務（以下「建設工事等」という。）とする。

ただし、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 99 条第 1 号、第 2 号又は第 7 号の規定により随意契約によることとしたもの及び予決令第 99 条第 1 号の規定により随意契約によることができる場合において、予決令第 94 条第 2 項の規定により指名競争に付したもののについては、公表の対象としないものとする。

2 公表の内容

(1) 一般競争に付した場合

- ① 競争参加資格の確認を受けるために申請書の提出した業者名
- ② 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- ③ 入札者氏名及び各入札者の各回の入札金額（入札者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）並びに予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額（見積者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）
- ④ 低入札価格調査の結果（会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書に規定するいわゆる低入札価格調査制度に基づく調査の結果。以下同じ。）
- ⑤ 予定価格等（予定価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除した入札書比較価格又は見積書比較価格。以下同じ。）並びに予定価格の種目及び科目別積算内訳。以下同じ。）

(2) 指名競争に付した場合

- ① 指名業者名
- ② 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額
- ③ 低入札価格調査の結果
- ④ 予定価格等

(3) 随意契約によることとした場合（予決令第 99 条の 2 の規定により随意契約によることとした場合を除く。以下同じ。）

- ① 契約の相手方
- ② 見積金額
- ③ 予定価格等

3 公表の時期

(1) 一般競争に付した場合

- ① 記の2の(1)の①から④に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(1)の⑤に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

- ① 記の2の(2)の①に掲げる事項については、指名通知後なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(2)の②及び③に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ③ 記の2の(2)の④に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

- ① 記の2の(3)の①及び②に掲げる事項については、契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(3)の③に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

4 公表の場所

建設工事等の契約事務を担当した課において公表するものとする。

5 公表の方法

(1) 一般競争に付した場合

記の2の(1)の①及び②に掲げる事項については参照の別紙1により、記の2の(1)の③から⑤に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

記の2の(2)の①に掲げる事項については参照の別紙2により、記の2の(2)の②から④に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

記の2の(3)の①から③に掲げる事項については参照の別紙4により、閲覧に供するものとする。

6 公表の期間

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

公告又は指名の通知を行った日に属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

(2) 随意契約によることとした場合

契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

7 閲覧者名簿の設置

公表の場所に参照の別紙5による閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入させるものとする。

8 予定価格等の公表

予定価格等の公表については、当分の間、建設工事のみを対象とするものとする。

○建設業法 (抄)

昭和二十四年五月二十四日

法律第百号

(一括下請負の禁止)

第二十二條 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

○国における一括下請け禁止条項 (例)

第〇条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。